

奨学生募集要項（2026年度）

No. 70

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	浦上奨学会		
2026 募集依頼人数	1名（全国で10名程度）		
募集学年	修士（博士前期）課程1年生 博士（博士後期）課程1年生		
募集学部・研究科 研究分野等	全研究科		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	月額 50,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	一部可	年齢制限	無
就労制限	一	出身地制限	広島県出身者
その他応募条件	<ul style="list-style-type: none">他の貸与奨学生との併給は可他の給付型奨学生との併給・併願は不可（海外留学奨学生との併給は可）家計基準あり日本学生支援機構第一種奨学生の家計基準を適用本会の各種奨学生に採用された実績のない者		

2026年度 納付奨学生（大学院進学者）の募集要項 <公益財団法人 浦上奨学会>

公益財団法人浦上奨学会（以下「当会」という）の2026年度 納付奨学生の募集要項は下記のとおり。

1. 奨学金概要

給付月額：5万円（年額60万円）

給付期間：最短修業年限

支給方法：4月と10月に半年分を一括で支給

ただし、初回は採用決定後に4月～9月分を一括で支給

2. 応募資格

以下の各項目にいずれも該当する人

① 広島県出身者で2026年4月に指定大学院の次の課程に入学する人

・修士課程

・博士課程（前期）または（後期）

② 経済的支援を必要とする人

（日本学生支援機構の第一種奨学生（大学生）の下記家計基準を適用、世帯収入は父母が対象）

世帯人数	給与所得者（上限値）	給与所得者以外（上限値）
2人	777万円	559万円
3人	732万円	550万円
4人	880万円	613万円
5人	972万円	678万円

（給与所得者は所得証明書の収入金額（控除前）、給与所得者以外は所得証明書の所得金額）

③ 学業、人物とも優秀で心身ともに健康である人

④ 当会の各種奨学生に採用された実績のない人

3. 他の奨学金との併給・併願

（1）他の奨学金（貸与）との併給は可。

（2）他の奨学金（給付）との併給は不可。併願も不可。

ただし、当会以外の海外留学奨学金（給付）との併給は可。

4. 本年度の募集概要

募集期間：2026年2月9日（月）～2026年4月20日（月）

※ 大学内での募集期間は、大学の奨学生担当部署に確認してください。

募集人員：10名程度（各大学1名まで）

5. 応募方法

（1）下記応募書類を大学の奨学生担当部署経由で、送信先へメールにて提出してください。

（2）全ての書類を1ファイルにまとめてPDFにしてください。

（3）ファイル名は「給付奨学生応募書類（大学名・氏名）」としてください。

（4）ファイルは大学の方法で暗号化し送信してください。復号方法は別途連絡してください。

【応募書類】

① 納付奨学生願書（パソコン入力可、応募者の署名は自筆、顔写真は貼付け）

② 納付奨学生推薦書（パソコン入力可、進学大学院の学長（研究科長）印は押印）

③ 卒業大学の成績証明書（博士課程後期に進学する人は前期の成績証明書）

④ 本人および保護者の所得証明書（源泉徴収票ではない）

⑤ 大学院の在学証明書

※ ①②は当会ホームページよりダウンロードし、必要事項を入力してください。

6. 書類の送信先

送信先： urakamishougakukai@ryobi-group.co.jp
公益財団法人 浦上奨学会 事務局宛

7. 選考・採用

- (1) 書類選考および面接（オンラインを含む）のうえ、理事会で決定する。
- (2) 選考結果は、2026年7月下旬までに大学の奨学金担当部署を通じて通知する。

8. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 進級時、進級証明書および近況レポートを提出すること
- (2) 卒業時、卒業証明書、卒業報告書を提出すること
- (3) 下記の場合、当会へ届け出ること
 - ① 休学するとき、復学するとき
 - ② 大学より停学処分を受けたとき、退学するとき
 - ③ 最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
 - ④ 他の大学院や研究科に編入することが決まったとき
 - ⑤ 当会に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

9. 奨学金の停止

以下の場合は、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき
- ② 当会からの依頼事項に関し、重ねて提出期限を遵守できなかつたとき
- ③ 上記「奨学生の義務」に記載した奨学生としての義務を怠つたとき

10. 奨学金の打ち切り

以下の場合は、奨学金の給付を打ち切ります。

- ① 停学となつたとき、退学したとき
- ② 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなつたとき
- ③ 学業成績または品行が著しく不良であるとき
- ④ 上記「奨学生の義務」の履行を促す当会からの要請に従わなかつたとき
- ⑤ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があつたとき

11. 個人情報の取り扱い

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用しません。

提出された書類は返却しません。

※不明な点は当会へお問い合わせください。（できるだけメールでお願いします）

〒726-8628 広島県府中市目崎町 762

公益財団法人 浦上奨学会 事務局：山下晃弘

T E L (0847) 41 - 1140

メールアドレス urakamishougakukai@ryobi-group.co.jp

以 上